

津田議員 それでは、通告に従い「発災時の福祉避難所は、円滑に開設・運営可能な状態となっているか」について質問します。よろしくお願いします。近年、大規模災害時における死者の半分以上を災害関連死が占めることが報道等でクローズアップされています。昨年の能登半島地震では549人中の321人、2016年の熊本地震では276人中の220人と、8割くらいの方々が災害関連死として亡くなっているようです。そして、災害関連死の中でも特に、高齢者や障害者など、災害時に配慮が必要な「要配慮者」の方の占める割合が高いと言われています。熊本地震でも70代以上の方が8割を占めたそうです。そこで現在、この問題に対して福祉避難所が重要な役割を担うことが期待されています。しかし、福祉避難所の開設・運営には多くの課題が指摘されています。具体的には、「施設の職員が被災して出勤できず、マンパワー不足のために福祉避難所を開設できなかった。」、「福祉避難所へ移動させる対象を誰にするのかを的確・迅速に判断できなかった。」、「個人情報の取扱についての取り決めがはっきりしていなかったために関係者との情報共有・連携がスムーズにできなかった。」、「住民への事前の周知が足りず、一般の方が福祉避難所へ詰めかけてしまったため、物資が不足してしまった。」などです。実際に、熊本地震の際に熊本市で発災から約1か月後までに開設できた福祉避難所の数は、176施設中73施設、昨年の能登半島地震の被災地である奥能登でも1か月後の時点で、39施設中15施設と、4割以下しか開設できなかったそうです。牟岐町においても、地域防災計画の中で、「福祉避難所は、避難行動要支援者等が介助・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保された施設」とされており、避難所運営マニュアルにも「災害時に高齢者や障がい者、妊婦ら、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人を受け入れる二次避難所。」と規定はされていますが、現実的に、災害発生直後の混乱のさなかで円滑に開設・運営できる状態となっているのかが懸念されます。そこで、以下について伺います。まず1点目として、発災から福祉避難所の開設、運営、閉鎖までの対応マニュアルは作成されているのかをお伺いします。内閣府の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」が令和3年5月に改定されており、各自治体でもこれを参考にマニュアルを作成することが推奨されています。全国の15%くらいの自治体では「福祉避難所 開設・運営マニュアル」を作成しているようですが、牟岐町の状況はいかがでしょうか。続いて、2点目として、円滑に福祉避難所を開設・運営するためには、事前に入念な訓練を実施して、課題の洗い出しや体制の構築、必要物品の確保等をしておく必要がある

と思われます。可能であれば寒い時期や暑い時期なども想定した訓練ができれば、なお良いと考えますが、訓練は計画的に検討・実施されているのでしょうか。もし実施されていないようであれば検討して実施するべきと考えますが、いかがでしょうか。3点目として、福祉避難所の対象となる人の数、現在の状況は把握できているのでしょうか。また、4点目として、人数を把握できている場合、現在福祉避難所となっている海部老人ホーム、緑風荘、和楽の受入可能人数は、把握している数と比べて足りているのでしょうか。5点目として、平時から要配慮者の個別の現況を把握し、発災時に必要となる具体的な支援内容等について考え、事前に関係者と情報共有しておくべきかと考えますが、現状はどのように対応されているのでしょうか。最後に6点目として、マニュアルの作成や訓練は、各個別の福祉避難所側でも必要なものだと考えますが、牟岐町の各福祉避難所でも、マニュアルの作成や訓練が実施されているのでしょうか。もしされていないようなら、それを促すべきかと思いますが、いかがでしょうか。お考えをお聞かせ下さい。

喜田議長 枳富町長。

(枳富町長 登壇)

枳富町長 皆さん、おはようございます。津田議員の災害時の福祉避難所は円滑に開設・運営可能な状態となっているか。のご質問にお答えします。議員ご指摘のとおり令和6年能登半島地震でお亡くなりになられた500数十名のうち半数以上の方が「災害関連死」とされています。死因は心臓病や脳血管障害、肺炎などの呼吸不全で、日頃から支援が必要となる「高齢者」「障害のある方」「難病の方」が多いと考えられます。また、「乳幼児・妊産婦」を含めた災害弱者である「要配慮者」への災害時における支援は今後も課題であり、避難所及び福祉避難所での受け入れが重要となります。町内の福祉避難所は海部老人ホーム、緑風荘、和楽の3施設を指定させていただいています。受け入れ人数は海部老人ホームが20名、あとの2施設は10名ずつとなっています。ご質問の対応マニュアルにつきましては、平成28年に作成しており、体育館等では避難所生活が困難な要配慮者を対象とする福祉避難室の設置、福祉避難室で対応が困難となる場合には、福祉避難所で対応するマニュアルとなっており、閉鎖するまでの作成内容となっています。また、令和2年には「新型コロナウイルス感染症対策編」も追加で作

成しています。次に、訓練については実施出来ていないのが現状です。必要品の確保につきまして、食料品は各福祉避難所の受け入れ人数分の3日間は町が用意し、各施設で管理していただいています。対象者につきましては、避難行動要支援者台帳を年1回更新しており、乳幼児、妊産婦を含めると230名程度となりますので、福祉避難所での受け入れ人数との差があるのが現状です。要配慮者の個別の現状については、先ほどの支援者台帳、また、現在38名の方につきましては、情報共有に了承していただき、個別避難計画が作成されており、警察・消防・社協などにも共有されている方もおいでになります。福祉避難所での計画・マニュアルについては、緑風荘はマニュアルを作成されており、来週、住民の方も含めた施設での避難訓練を実施予定で、福祉避難所としての訓練も兼ねると聞いています。今後も福祉避難所に限らず、災害時には避難所での生活に支障がないように考えてまいりたいと思います。以上です。よろしくお願いします。

喜田議長 津田議員。

津田議員 ご答弁ありがとうございました。まずマニュアルについてですけど、現在、牟岐町で作成されているマニュアルには、福祉避難所に関しての記載はあるのですが、大きな流れというものがないように感じています。他の自治体のマニュアルを見ると、かなり福祉避難所に特化した解説マニュアルができていまして、そのようなものがあれば、より円滑に開設ができることと思われますし、それを作る上で現在の課題も見えてくるのではないかと思いますので、ぜひ今後のブラッシュアップと言いますか、作成も検討していただければと思います。あと現在の受け入れ可能人数については、海部老人ホームには20名、あと10名ずつということで、合計40名ですけど、対象となる方が230名ということで足りていないということのようです。福祉避難所でなくても要配慮者に対しては、福祉避難スペースを確保することで、ある程度の受け入れは可能であるのではないかと思いますけども、やはりそこで必要になってくるのは、対応する専門家のマンパワーであるかと思います。マンパワーの問題は、そもそも現状の時点で介護福祉関係の方が人数足りていないということですので、さらに福祉避難所の対応のために人を増やしたりということは、非常に困難な状況であると言われていています。その点に関しては、これから各自治体の努力、牟岐町でも努力が必要になってくるかと思うのですが、一番よく言われているところは、やはり広域避難を考慮して沿岸部でなく、山間部ですとか、中国地方、若しくは、先日支援を受けられる新潟市ですとか、遠方の

ところで受け入れていただけるように、あらかじめ話をして対応を進めていくことが、準備をしておくことが必要ではないかと考えています。ぜひそちらの方に対しても、今後、ご検討に入れていただければ良いと思いますので、よろしくお願いします。最後にマニュアルと各福祉避難所におけるマニュアルと計画についてですが、緑風荘では、マニュアルがあり訓練も実施予定ということで、大変素晴らしいことであると思っています。福祉避難所については、本来であれば一般の人は避難してはいけないということになっているのですが、それは、おそらく知らない方が殆どであろうと思います。いざ地震とか津波になれば、避難してしまう。今の現状では避難してしまうということは想定されて、やはりなるべく、この緑風荘の避難計画、訓練というのは、私は存じ上げなかったのですが、一般の人も知らないのではないかと思います。ぜひ訓練をする際には、そういった一般の人も巻き込んだ訓練を今後進めていただければ良いかと思います。ぜひご検討をお願いします。以上で質問を終わります。ありがとうございました。